Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト　40,931,313,621

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

ａ　土　地

近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。

ｂ　建　物

近隣の賃借料を参考に計算しております。

ｃ　工具器具備品

減価償却相当額を計算しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和８年４月10日付け８文科高第46号）に基づき、2.345％で計算しております。

［収益認識に関する注記］

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人は教育・研究・診療業務及びその他の事業を実施しており、基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益40,256,307,367円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

［貸借対照表関係］

１．担保に供している資産　土地　25,065,525,737円

建物　10,967,636,911円

２．担保されている債務　長期借入金　7,857,426,000円

３．当事業年度末における債務保証の総額　331,430,068円

４．運営費交付金から充当されるべき退職給付引当相当額　18,481,670,986円

５．運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額　2,044,390,141円

６．国立大学法人等の法人移行時に係る固有の会計処理

利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計　31,428,926,007円

当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計　22,433,809,249円

利益剰余金に与える影響額（差引き）　8,995,116,758円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額　34,213,680円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの　739,364,746円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの　261,327,280円

10,030,022,464円

７．減損処理について

⑴　減損を認識した固定資産

①　減損を認識した固定資産の概要　（単位：円）

用　途	種類	場　所	帳簿価額	備　考
福利厚生施設	土地	天水山職員宿舎（敷地） （広島県広島市東区牛田新町４丁目）	102,000,000	前年度以前認識済
福利厚生施設	建物	御幸職員宿舎 （広島県広島市南区宇品御幸３丁目52番地39）	2	前年度以前認識済
医療施設	建物	歯科診療所 （広島県東広島市鏡山１丁目１番２号）	7	前年度以前認識済

②　減損の認識に至った経緯

固定資産の全部について、使用しないということを決定しており、減損会計基準「第４　減損の認識」の１の⑶に該当するため、減損を認識しております。

③　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額は以下のとおりです。

（単位：円）

場　所	種類	減　損　額	うち損益計算書に計上した金額	うち損益計算書に計上していない金額
天水山職員宿舎（敷地）	土地	—	—	—
御幸職員宿舎	建物	—	—	—
歯科診療所	建物	—	—	—

④　回収可能サービス価額については、以下のとおりです。

（前年度以前に減損を認識した固定資産）

天水山職員宿舎の土地については、正味売却価額を採用しております。この正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価に基づき算定した価額としております。

御幸職員宿舎の建物については、解体を予定しているため、回収可能サービス価額は備忘価額としております。

歯科診療所の建物については、使用価値相当額を採用しております。この使用価値相当額は、当該資産の全部について、取得時に想定した使用目的に従って使用しないことから、備忘価額としております。

⑵　減損の兆候が認められた固定資産

①　減損の兆候が認められた固定資産の概要　（単位：円）

用　途	種類	場　所	帳簿価額
福利厚生施設	土地	御幸職員宿舎（敷地） （広島県広島市南区宇品御幸３丁目52番地39）	398,000,000

②　認められた減損の兆候の概要

御幸職員宿舎（敷地）については、使用廃止により、遊休状態となっております。

③　減損の認識に至らないとした根拠

御幸職員宿舎（敷地）については、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っております。